

## 保険料の納め方

### 1 普通徴収（＝納付書又は口座振替）分の増額・変更分

『保険料額』の表の、『普通徴収』の欄の金額を御確認ください。

- ◇口座振替で納められている方は、普通徴収分の変更後の金額を口座から振替します。
- ◇口座振替のお申込がない方は、納付書を同封しております。  
各納期限までに、村上市役所（各支所、上海府連絡所）又は市内金融機関で納めてください。
- ◇コンビニエンスストア  
納付可能なコンビニエンスストアは納付書裏面に記載されていますので御確認ください。  
※決定後の年間保険料額より多く納められている場合は、後日差額を還付金としてお返しします。

【便利な口座振替を御利用ください。】

市内金融機関、市役所税務課・各支所地域振興課市民生活室・上海府連絡所の窓口で手続きが可能です。  
手続きに必要なもの・・・振替口座の預金通帳、通帳のお届け印、資格確認書又は保険料額決定通知書

### 2 特別徴収（＝年金からの天引き）の減額分

『保険料額』の表の、『特別徴収』の欄の金額を御確認ください。

変更後の金額が少なくなっている場合や0円になっている納期の分は、年金天引きで納めていただく分が減額になります。  
（実際に天引きされる額は、7月にお知らせした天引き額からは変更されませんので、多く納めていただいた分につきましては、後日還付金としてお返しします。）

年金からの天引きを希望されない場合は、「後期高齢者医療保険料納付方法変更申出書」を提出いただくことにより、口座振替に変更することができます。（納付書によるお支払いは選択することができません）市役所税務課・各支所地域振興課市民生活室及び上海府連絡所の窓口で手続きできます。（※金融機関では手続きできません。）

#### 社会保険料控除について

納めた保険料は、所得税や住民税の申告の際に「社会保険料控除」となります。

- ・年金からの天引きによる納付・・・年金受給者御本人に適用
- ・納付書・口座振替による納付・・・実際に負担した方(口座名義人の方など)に適用

- ◆御家族の口座からの納付に変更した場合、世帯全体の所得税や住民税の税額に影響が生じる場合がありますので、御注意ください。

### 保険料の納付が困難な場合は、御相談ください。

○それぞれの事情に合った納付計画を一緒に考えていきます。お気軽に御相談ください。  
○「災害」や「所得が著しく減少した場合」など特別な事情により保険料の納付が困難な場合には、申請により保険料の徴収猶予や減免を受けられる場合があります。

- ※申請期限 (ア) 普通徴収・・・各納期限の7日前まで
- (イ) 特別徴収・・・保険料納入月(年金支給月)の前々月の1日まで

令和7年度分

# 後期高齢者医療保険料

【令和8年3月】

後期高齢者医療保険料額の決定、変更決定通知書をお送りします。

## 御本人及び世帯主の方の所得の確認がとれた方や、所得が変わった方

- あらたに所得の申告をした。
- 申告の修正をして、所得の額が変更になった。
- 前年中の年金の支払額が変更になり、所得の額が変更になった。

などの理由で、保険料の軽減割合や所得割額が変わった方

⇒変更後の所得状況などに基づいて再計算した保険料額をお知らせします。

※市県民税の変更のお知らせより、1～2か月ほど後に御通知しています。

- ◆通知書の見方は、2ページを御覧ください。
- ◆保険料の計算方法などは、3ページを御覧ください。
- ◆保険料の納め方等は、4ページを御覧ください。

被用者保険の被扶養者であったことの確認が取れた方  
⇒減額後の保険料額をお知らせいたします。（☞3ページを御覧ください。）

☞年金から保険料を納めていただいている方で保険料が変更となった場合は、増額分の保険料を納付書又は口座振替で納めていただきます。

☞保険料が減額になったために還付金が発生した場合は、振り込み等につきまして後日お知らせいたします。



◆村上市役所 税務課 市民税室 ☎0254-75-8949(直通)

◆新潟県後期高齢者医療広域連合  
〒950-0965 新潟市中央区新光町4番地1 新潟県自治会館本館3階  
業務課 ☎025-285-3222 総務課 ☎025-285-3221  
ホームページ <http://www.niigata-kouiki.jp>

このチラシは、令和8年3月1日現在で決定されている内容で作成しました。

## 「後期高齢者医療保険料額変更決定通知書」の見方

例

被保険者氏名	村上 太郎
被保険者番号	*****
決定年月日	令和8年3月1日
決定理由	所得の変更により変更しました

年間保険料額	令和7年度分の後期高齢者医療保険料額
	78,400 円

保険料額の決定理由

変更後の年間保険料

保険料算定の基礎

	①賦課のもととなる所得金額	②所得割率	③所得割額 ①×②	④均等割額	⑤算出額 ③+④	⑥限度超過額
変更前	300,000	8.61	25,830	44,200	70,030	0
変更後	500,000	8.61	43,050	44,200	87,250	0

  

	⑦所得割軽減額	⑧均等割軽減額	⑨年保険料額 ⑤-⑥-⑦-⑧	月数	⑩月割減額	⑪保険料額※ ⑨-⑩
変更前	0	8,840	61,190	12	0	61,100
変更後	0	8,840	78,410	12	0	78,400

※100円未満切捨

【下段-上段】⇒ 変更額例の場合  
17,300円の増額

令和6年中の総所得金額等から基礎控除額を引いた額

所得の低い被用者保険の被扶養者であった方に対する軽減額は記載されません。  
【例では2割軽減に該当する場合】

## 「後期高齢者医療保険料納入（変更）通知書」の見方

例

金融機関	口座種別	口座番号	口座名義人	納付区分	普通徴収分はこの欄に記載の口座から振替（空欄の場合は納付書）	決定（変更）理由	所得の変更により変更しました
						徴収方法	特別徴収
						特別徴収義務者	厚生労働大臣
						特別徴収対象年金	老齢基礎年金
						特別徴収対象年金額	〇〇〇〇〇〇

保険料額

変更前の額と決定額の比較で、増額になるか減額になるかを見ます。（右の例の場合、増額分の17,300円を普通徴収の納期で納めていただきます。）

月	期	決定額		変更前の額		普通徴収の場合の納期限
		特別徴収	普通徴収	特別徴収	普通徴収	
4月		10,200		10,200		
5月						
6月		10,200		10,200		
7月	4期				0	
8月	5期	10,200		10,200	0	
9月	6期				0	
10月	7期	10,200		10,200	0	
11月	8期				0	
12月	9期	10,200		10,200	0	
1月	10期				0	
2月	11期	10,100		10,100	0	
3月	12期		17,300		0	令和8年3月31日
	過年度					
	計	61,100	17,300	61,100	0	
	合計額		78,400		61,100	
	減免額					

特別徴収：年金からの天引き  
普通徴収：納付書又は口座振替

全額年金天引きだった方の保険料が増額になり、増額分を普通徴収で納めていただく場合の例です。

## 保険料の計算方法

保険料は、令和6年中の総所得金額等をもとに、個人単位で加入月数に応じて計算されます。

◆保険料は、加入者が等しく負担する「均等割額」と、加入者の前年中の所得に応じて計算される「所得割額」の合計となります。

保険料  
(年額)

$$= \text{均等割額} + \text{所得割額}$$

均等割額：1人当たり 44,200円 (世帯所得により軽減)

所得割額：(令和6年中の総所得金額等 - ※基礎控除額) × 所得割率(8.61%)

保険料の1人あたりの限度額は、年間80万円です。

※基礎控除額は、被保険者本人の合計所得金額が2,400万円以下は43万円、2,400万円超2,450万円以下は29万円、2,450万円超2,500万円以下は15万円、2,500万円超は0円となります。

総所得金額等とは…それぞれの収入から必要経費(公的年金控除、給与所得控除など)を差し引いて求めた所得(年金所得、給与所得や事業所得など)の合計額です。(税務申告の際の、扶養控除、社会保険料控除、医療費控除などを差し引く前の所得額です。)

## 所得の低い世帯に対する軽減（今回の通知書に反映されています。）

### ①均等割額の軽減

同一世帯内の加入者及び世帯主(加入者でない方も含む)の所得の合計金額をもとに、下表の基準により判定します。

均等割額軽減割合	同一世帯内の加入者及び世帯主の前年中の所得の合計金額	軽減後の均等割額
7割軽減	43万円+10万円×(給与所得者等の数-1)以下の場合	13,260円
5割軽減	43万円+30.5万円×世帯の被保険者数+10万円×(給与所得者等の数-1)以下の場合	22,100円
2割軽減	43万円+56万円×世帯の被保険者数+10万円×(給与所得者等の数-1)以下の場合	35,360円

※専従者控除及び長期譲渡所得の特別控除がある場合は、控除前の所得額で判定します。  
※65歳以上で年金所得がある方は、その年金所得額から特別控除15万円までを引いた所得額で均等割額の軽減判定をします。  
※「給与所得者等」とは、給与の収入額が55万円を超える方、又は公的年金の収入額が125万円(65歳未満の場合は60万円)を超える方をいいます。

## 被用者保険の被扶養者に対する軽減

制度加入前日に、会社の健康保険など被用者保険の被扶養者であった方(保険料負担のなかった方)は、資格取得から2年間は、次のとおり保険料が軽減されます。(ただし、市町村国保や国保組合などは対象になりません。)

均等割額の軽減割合	所得割額
5割軽減 (軽減後の年間保険料額 22,100円)	かかりません